

第11期中野区健康福祉審議会	資料4-1
第2回スポーツ・健康づくり部会（2026/5/22開催）	

中野区社会体育事業補助金について

区では、区民（区内に在勤又は在学する者を含む。）を対象としたスポーツ振興に資する活動に対し、補助金を交付することで、区民のスポーツ機会や参加意欲の向上を図り、スポーツを支える団体の支援を行ってきたところである。

区では、本スポーツ・健康づくり部会を、スポーツ基本法に基づく合議制の機関と位置づけ、意見をいただくこととしている。

1 根拠及び概要

資料4-2のとおり

2 実績及び現状

（1）令和6年度参加者数等

資料4-3のとおり

（2）過去の実績及び今年度交付額

資料4-4のとおり

3 対象事業の概要

- ・ 広く区民（在勤、在学者を含む）を対象とした大会を中心に補助対象としている。
- ・ 中野区体育協会に対しては、区民のスポーツ振興を目的とし、加盟競技団体及び中野区と協働して事業を実施し、連絡調整を行う公益的な団体であることから、事務局経費を補助している。

4 これまでの意見、要望（要旨）

- ・ 学校部活動の地域移行等を考え、指導者養成に資する企画等に対して配分するなど工夫があれば、区民全体のスポーツ振興にも資するものとなる。
- ・ 今後のスポーツ施策はどうあるべきか、それに基づいて補助事業の計画があるべき。
- ・ 区民大会がこの補助金だけで運営できている競技団体は無く、運営に苦慮している。
- ・ 未交付事業も含め、事業の規模等に合わせて配分するなどの改善をしてほしい。
- ・ 物価高騰や暑さ対策など、経費が増額しているため、配慮してほしい。